事務事業評価シート

事業		事務事業					所管部課				
	18	都市計i	<u> </u>				都市計画課				
	事務事業の	0目的[1]	1					根拠	法令等【2】		
事	申請に基づとを目的と		計画道路、用途地域	、高度地区、	. 防火地均	域等の都市計画の記	↑画線について、証明	明を行うこ	法律 条例・規則等 攻令・省令 要綱・要領		
務事業の概要	事業内容・実施方法等/補助の概要[3]										
	【証明書の用途】 建築確認申請、売買などの提出書類として必要になる場合がある。 【手数料】 ①都市計画道路、用途地域、高度地区又は防火地域に関する証明 1件 2,000円 ②生産緑地、都市計画公園又は地区計画に関する証明 1件 300円 ※①及び②を同時に証明する場合、1件 2,000円										
	事業開始	時期[5]	合併前	実施形態【6】	✓ <u>I</u>	直営 🗌 委託 🗌 補助	助 🗌 その他	()		
		項	目	令和2年 (決算		令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算見込額)	令和5年度 (予算額)	単位		
		歳入(手数料)		164	182	152	20)1		
		事業費	(A) [7]		0	0	0		0		
	内 主要な経費: 訳 その他:										
事	財	出金∙都才	5出金								
	源 地方債								 		
デ	内 その他 訳	7}									
タ	一般財活				0.20	0.20	0.20		20 1		
	所要人員(I		【8】 均給与×(B)		0.30 2,266	0.30 2,192	0.30 2,192		30 人 92 千円		
			チへ(B) 報酬等(C')【9】		2,200	0	2,132	2,1	0 千円		
	総コスト(D)				2.266	2,192	2,192	2.1	_		
	単位当たり				,	,	,	<u> </u>	1		
	(E)=(D)/ ①		证明発行件数)		28	24	28		千円		
		指	標名	令和23 (実績		令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度	単位		
	①証明発行	一件数		(人)製	82	91	77		件		
評	2								円		
指	《指標の説明・数値変化の理由 など》【12】 毎年度の証明発行件数を指標として記載 手数料は、令和5年度時点で2,000円と設定しており、原価計算によるコストと大幅な乖離があることが課題である。										
7117											
事業環境等		本等の意見【13】 ト結果など)	主な民間確認検査機関にヒアリングを実施した結果、「廃止している自治体もある」「法 定的な手続きではない」「(建築確認申請は)基本的に申請主義である」などの理由か ら廃止・簡素化しても運用は可能であるとの回答を得た。								
	他団体のサービス水準との比較【14】 (平均値、本市の順位など)		☑ 上□ 中□ 下本市と同様に特定行政庁を持つ自治体では、半数以上の自治体が廃止しくは実施していないことから、他団体と比較してサービス水準は高い。								
	代替・	類似サー	-ビスの有無【15】	□ 無	都市計画	画図書(計画図1/250	00)の写し交付				

	検証項目【16】	判定	判定理由				
	事業の必要性		法定的な手続きではなく、証明として発行する必要性が低いため。				
4	実施主体の妥当性	適切	都市計画決定をしているのは市であるため、民間やNPOによる代替サービスの提供は不可。				
	事業(補助)の対象	適切	必要な対象者にサービス提供ができているため。				
	事業(補助)の内容		発行する証明の精度について課題がある。				
3	受益者負担		他自治体との均衡を考慮して設定している手数料と原価計算によるコストに大幅な乖離がある				
-	事業コスト	普通	他日泊体との場関を有慮して設定している子数杯と原画計算によるコペパース幅は非離かのな				
	業務負担						
≻≘π		多い 「予教社と事務単に入贈な事職がめる。 業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目					
	一次評価【17】	評価の判断理由及び現状の課題など【18】 法定的な手続きではなく、全国一律の基準等は存在しない。また、都市計画の線引きに当たっては、					
		量等に基づく確固たる根拠が無く、発行する図面の精度について、課題となっている。手数料について、 西東京市手数料条例により1件あたり2,000円としているが、令和3年度の決算に基づく、原価計算によ と大幅に乖離があり、現行の手数料と事務量が見合わないのが現状である。他自治体においても、同様 の課題から廃止をしている自治体もある。本市では、東京都が推進する都市計画データのGIS化(電子 データ)の動きに併せ、令和5年度末に用途地域等の都市計画情報をGISデータ化する予定であり、これ に併せ代替的なサービスを提供することで事業を廃止したいと考えている。					
<u>=</u> }	欠評価】	Jul &	₩ ८. १० ┺				
	検証項目	判定	判定理由				
4	事業の必要性		法定的な証明ではなく、発行する必要性が低い。				
	実施主体の妥当性	適切	市のみ発行できる証明である。				
	事業(補助)の対象	適切	必要とする対象者が明確である。				
	事業(補助)の内容		証明内容の精度について課題がある。				
3	受益者負担	課題有	現行の手数料と原価計算によるコストに大幅な乖離がある。				
	事業コスト	高い	1案件作成におけるコストは、主に人件費として高額である。				
	業務負担	多い	証明書作成にかかる事務処理時間が平均して多いものである。				
証	項目の見方 A:事	業実施の)意義を検証する項目 B:事業の内容·実施方法を検証する項目				
	二次評価【17】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】				
7	拡充 継続実施 改善・見直し 放本的見直し 作廃止	また、 離してい 件数かい の、現行 (電子デ	fortいる証明は、作成に多くの時間を要し、かつ証明内容はその精度が課題となっている。 手数料の面についても、他自治体との均衡を考慮した現在の手数料では、原価コストと大幅に いる状態である。一方、本証明書の必要性については、法定的な証明ではない事や、年間の発行 らしても、必ずしも必要不可欠なものではないと思われる。このように、一部のニーズはあるもの foが応では合理性が大きく欠けており、また、今後は東京都が推進する都市計画データのGIS f-タ)の動きに併せ、令和5年度末に用途地域等の都市計画情報をGISデータ化する等、より合 まへの切り替えを予定していることから、本事業にあっては、事業の廃止に向けて進められたい				
<u></u>	部評価】 外部評価【17】		三圧の火火では、大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大				
F	グト可部 計1 回 【 「 / 】 加充 【継続実施		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】				
	性続失地 改善・見直し 抜本的見直し 廃止						
	」 基本部評価						
行	「革本部評価【17】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【18】				
	」拡充 」継続実施 」改善・見直し 」抜本的見直し 「廃止						

改善の方向性と 今後のスケジュール 【19】